

静岡市清水区自治会連合会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、静岡市清水区自治会連合会と称し、事務所を静岡市清水庁舎内清水区役所まちづくり振興課に置く。

(組 織)

第2条 本会は、静岡市清水区の自治会を以って組織し、運用基準で定める各地区に連合自治会を置く。

2 前項に規定する地区の代表者を地区連合自治会長とし、清水区自治会連合会の常任委員とする。

3 本会の事務を処理するため、事務局に書記を置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の融和と連帯の基本理念に立って、静岡市自治会連合会との相互の連絡協調を図るとともに、清水区の地区連合自治会に属する自治会の円滑な運営を促進し、以って清水区の発展に寄与するとともに住民の福祉の増進及び住民生活の安全を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 静岡市自治会連合会及び清水区地区連合自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 自治会に共通する問題についての調査研究等に関すること。
- (3) 自治会活動の円滑化を図るために、必要な助言に関すること。
- (4) 区民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (5) 静岡市その他行政機関、関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 本会及び地区連合自治会並びに自治会の振興、発展に寄与した者に対する表彰に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 3名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

(常任委員及び役員を選出)

第6条 常任委員の選出方法は運用基準によるものとする。

- 2 会長は常任委員の互選により決定し、総会にこれを報告する。
- 3 副会長及び会計の選出方法は運用基準によるものとする。
- 4 監事は、会長が常任委員の中から指名し常任委員会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。ただし、代行者の規定は運用基準で定めるものとする。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 前任者は特別の事情ある場合を除き、任期満了後も後任者が決定するまでの職務を行うものとする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、常任委員全員の推挙により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は会の運営に関する重要な事項につき意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は三役会、常任委員会及び総会とする。

- 2 会議は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は各構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。

(三役会)

第11条 三役会は、会長及び副会長並びに会計で組織され、月1回開催を基本とし、会長が必要に応じ召集し開催する。

- 2 三役会は、次の事項を審議する。
 - (1) 常任委員会に付すべき事項に関すること。
 - (2) その他会務の執行に関すること。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、月1回開催を基本とし、会長が必要に応じ召集し開催する。

2 常任委員会出席者は、常任委員とし、それ以外の出席者については運用基準によるものとする。

3 常任委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業の計画・運営に関すること。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) 静岡市その他機関との交渉、意見の具申に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(総会)

第13条 総会は、各単位自治会長を以って構成し、年1回以上開催する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 収支予算及び決算に関すること。
- (4) 研究・協議・講演・表彰等に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(委員会及び調査研究会並びに各種団体派遣委員)

第14条 会長は第4条に規定する事業の円滑な運営を図るため、専門委員会及び調査研究会を設置することができる。

2 会長は第4条に規定する事業の円滑な運営を図るため、各種団体に委員を派遣することができる。

3 委員の選出方法は、運用基準で定めるものとする。

(経費)

第15条 本会の経費は、補助金、負担金その他の収入を以って充てる。

(負担金)

第16条 本会の負担金は地区自治会連合会ごとに納付し、その算定方法は常任委員会において決定する。

2 負担金の算定方法は、運用基準で定めるものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運用基準)

第18条 この規約の運用基準は常任委員会において定め、総会に報告する。

(雑 則)

第 19 条 この規約で定めるもののほか、静岡市清水区自治会長表彰規定及び静岡市清水区自治会連合会弔慰見舞金内規を定め、その他、本会の運営に関して必要な事項はその都度常任委員会に諮り決定するものとする。ただし、簡易な事項については会長が専決し、常任委員会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市清水区自治会連合会規約運用基準

1 組織（規約第2条関係）

各地区連合自治会は、小学校区及び中学校区の地区を原則とし、辻・江尻・入江・浜田・岡・船越・清水・不二見・駒越・折戸・三保・飯田・高部・有度・袖師・庵原・興津・小島・両河内・蒲原及び由比の21地区に区分する。

2 役員の選出方法（規約第6条関係）

(1) 常任委員は、現に単位自治会長の職を有し、当該地区連合自治会の承認推薦を受けた者で、規約第3条に規定する目的に賛同する者とする。ただし、地区連合自治会の事情により前述の者を選出し難い場合は、過去5年間に単位自治会長の職を経験した者を選出することができるものとする。

(2) 会長は、常任委員会において推薦決定とする。なお、候補決定に賛否が分かれ決定できないときは、常任委員全員の投票により決定とする。

(3) 副会長及び会計は、選考委員会により選出するものとする。また、選考委員は、運用基準第1条第1項に定める地区を次のエリアに区分し、各エリアで1人を選出するものとする。なお、選考委員会による候補決定に賛否が分かれ決定できないときは、会長の意向を尊重し決定するものとする。

- ① 辻・江尻・入江
- ② 浜田・岡・船越・清水
- ③ 不二見・駒越・折戸・三保
- ④ 飯田・高部・有度
- ⑤ 袖師・庵原・興津
- ⑥ 小島・両河内・蒲原・由比

3 役員の任務（規約第7条関係）

(1) 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長3名の中からあらかじめ会長の決めた順位により会長の職務を代行する。

(2) 前項の規定により、副会長による職務代行期間が長期間見込まれ、本会の事業運営に支障を来す恐れがあるときは、代行者は規約第8条第2項に定める期間について、常任委員会の承認を得て会長職に就任することができるものとする。

4 役員の任期（規約第8条関係）

会長の任期は、再任された場合でも原則として3期6年を限度とする。

5 採決の方法（規約第10条関係）

議事の決定にあたっては、常任委員の意向等を尊重し、できるだけ話し合いによる決定を目指すものとするが、やむを得ないときのみ採決によるものとする。

6 常任委員会の出席（規約第 12 条関係）

- (1) 常任委員がやむを得ない事情により常任委員会を欠席し、委員会に代理出席者を出席させる場合、会長の許可後、常任委員会の代理出席者承認を得る。なお、代理出席は原則として年間 5 会とする。
- (2) 常任委員会へ委員または代理出席者以外の出席者は、会長の許可後、常任委員会の出席者承認を得る。

7 専門委員会及び調査研究会並びに各種団体派遣委員（規約第 14 条関係）

- (1) 規約第 14 条で規定する専門委員会は次のとおり、会長は委員を指名し、正副委員長は委員の互選とする。
 - ① 広報編集委員会
 - ② 交通安全・防犯対策委員会
 - ③ 防災害対策委員会
 - ④ 教育対策委員会
 - ⑤ 福祉・環境対策委員会
- (2) 規約第 14 条で規定する調査研究会は、会長の許可後、常任委員会の承認を得て、会長は委員を指名し、正副座長は委員の互選とする。
- (3) 規約第 14 条で規定する各種団体委員は別表に定めるとおりとし、会長の許可後、常任委員会の承認を得て、会長は委員を指名派遣することができる。

8 負担金の算定方法（規約第 16 条関係）

- (1) 規約第 16 条で規定する負担金の納付及び算定は次のとおりとする。
 - ① 各地区連合自治会は、定められた金額を毎年期日までに一括口座振替により納付するものとする。
 - ② 各地区連合自治会は、均一金 50,000 円と世帯数に金 10 円を掛けた算定方法を負担金とする。